

(一般競争に参加させることができない者)

第 11 条 契約責任者は、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者を、一般競争に参加させることができない。

(一般競争に参加させないことができる者)

第 12 条 契約責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後 2 年間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

五 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

六 前各号の一に該当する事実があった後 2 年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 契約責任者は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

3 契約責任者は、経営状態が著しく不健全であると認められる者を一般競争に参加させないことができる。